○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	新潟市東区寺山三丁目一八四〇番から同市東区逢谷内二丁目四七三番四まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十日

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
藤枝市岡部町内谷字新田七五六番一〇から島田市野田字甚田海道一一一九番一まで	前	一二・〇〇～四八・八〇	
	後	C 一二・〇〇～一二・五〇	
		B 二一・五〇～二三七・〇〇	
		A 一一一・五三七～一二六・〇〇	
	後	C 一二・〇〇～一二・五〇	
		B 二一・五〇～二三七・〇〇	
		A 一一一・五三七～一四四・四九	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字小笠原八六七番一から同町海山区船津字小笠原八五九番八まで	前	一三・〇〇～一四・〇〇
	後	一三・〇〇～七一・五〇
尾鷲市坂場町一一八四番一から同市末広町一〇七一番一まで	前	二〇・〇〇～三九・〇〇
	後	二三・〇〇～四四・〇〇

（キロメートル）

〇・一〇三
〇・一〇三
〇・〇九九
〇・〇九九

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	近畿自動車道尾鷲多気線		
道路の区域			
区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	
尾鷲市倉ノ谷町一〇六四番四から同市大字南浦字梅ノ木谷三〇八九番三まで	前	二三・〇〇～八五・〇〇	
	後	一二・〇〇～五九・〇〇	
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀字二札張一八七三番一地内	前	五五・〇〇～一〇三・〇〇	
	後	五五・〇〇～六八・〇〇	
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字小笠原八五九番八から同町海山区船津字小笠原八六七番一まで	前	一二・〇〇～五三・〇〇	
	後	一二・〇〇～三六・〇〇	

（キロメートル）

四九七
四八〇
〇六〇
一九二
一八四

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間中部地方整備局及び同局静岡国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長（メートル）
藤枝市仮宿字新屋一四九四番三から同市岡部町入野字南山五九番一まで	一三・〇〇～六六・九七（キロメートル）二・二〇〇

四　指定する期日　平成二十四年三月十九日

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	藤枝市横内字評定一一〇〇番一から同市仮宿字新屋一五一番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十日

○中部地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字小笠原八六七番一から同町海山区船津字小笠原八五九番八まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所
〃	尾鷲市坂場町一一八一番一から同市末広町一〇七〇番四まで	〃

供用開始の期日　平成二十四年三月二十日